

岸和田市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定による事業として行う日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、障害者等（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援（以下「日中一時支援」という。）を行うことにより、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(事業を利用できる者)

第3条 事業を利用できる者は、市内に居住する障害者等又は市外に居住する障害者等のうち福祉事務所長が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、日中一時支援が必要であると福祉事務所長が認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 前各号のいずれかに準ずる者として福祉事務所長が認めた者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、障害者等が岸和田市日中一時支援事業者（以下「市日中一時支援事業者」という。）の登録を受けた者から日中一時支援を受けたときに、その費用の一部を支給することとする。

2 日中一時支援は、原則として1日の範囲内で行うものとする。

(市日中一時支援事業者の登録)

第5条 前条第1項の登録は、法第5条第8項に規定する短期入所に係る法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者又はこれに準ずる者として福祉事務所長が認めたものについて、その者の名称、所在地その他福祉事務所長が別に定める事項を岸和田市日中一時支援事業者名簿に記載することにより行う。

2 前条第1項の登録を受けようとする者は、福祉事務所長が別に定める申請書及び誓約書に前項に定める資格要件に該当することを証する書類を添えて登録の申請をするものとする。

3 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、速やかに当該書類を審査し、登録の

可否を書面により通知する。

4 市長は、必要があると認めるときは、市日中一時支援事業者に対し、日中一時支援の実施等について報告または書類の提出を求めるものとする。この場合において、市日中一時支援事業者に日中一時支援の実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、市長は当該市日中一時支援事業者に対し、改善を求めるものとする。

5 市長は、市日中一時支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第5条第1項に該当しなくなったとき

(2) 市日中一時支援事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 日中一時支援事業の実施等に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が市日中一時支援事業者として適当でないと認めるとき。

(利用の申請等)

第6条 事業を利用しようとする障害児の保護者又は障害者は、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援事業）支給申請書（別記様式。以下「支給申請書」という。）に当該申請の日の属する年度（以下「当該年度」という。）（当該申請の日が1月1日から6月末日までの日である場合は、当該年度の前年度とする。以下第11条第2項及び別表備考第2項において同じ。）に係る市町村民税の課税状況を証する書類を添えて福祉事務所に提出し、利用の申請をするものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、速やかに対象者の状況を調査の上、利用の可否を決定し、日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（以下「通知書」という。）により当該申請した者に通知するものとする。

3 通知書の様式は、福祉事務所長が別に定める。

4 事業の利用決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）が事業を利用するときは、利用を希望する市日中一時支援事業者へ通知書を提示し、当該市日中一時支援事業者と利用の契約を締結するものとする。

(事業の利用期間及び更新手続)

第7条 事業を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、利用の決定を受けた日からその日以後最初に到来する当該利用者の誕生月の末日までの期間とする。ただし、当該期間が1月に満たない場合は、利用の決定を受けた日からその日以後2度目に到来する誕生月の末日までの期間を利用期間とする。

2 利用期間の更新の手続は、前条第1項の規定を準用する。この場合における利用申請書の提出期限は、当該利用期間満了日の1月前までとする。

(利用申請書の記載事項の変更等)

第8条 利用者（利用者が障害児である場合は、当該利用者の保護者）は、利用申請書の記載事項に変更があったとき又は事業の利用を中止しようとするときは、速やかに福祉事務所に届け出るものとする。

(利用決定の取消し等)

第9条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の決定を取り消すものとする。

(1) 利用者が法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者となったとき若しくは長期にわたる入院をし、又は死亡したとき。

(2) 利用者が不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が事業の利用を不相当と認めたとき。

(費用の額)

第10条 1回当たりの日中一時支援の費用の額は、事業を実施した期間並びに利用者の年齢、利用者に係る法第21条第1項の規定により認定を受けた障害支援区分、当該日中一時支援に要した時間及び日中一時支援事業者の所在地の区分に応じて別表に定める額とする。

2 次のいずれかに該当する利用者が食事の提供を受けた場合における当該日中一時支援の1回当たりの費用の額は、別表の日中一時支援事業者の所在地の区分別報酬単価欄に掲げる報酬単価の額に食事1回当たりの別表に定める当該日中一時支援事業者の所在地の区分に応じた低所得者食事提供加算の額を加算して得た額とする。

(1) 次条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当する者

(2) 次条第2項第3号に該当する者のうち、その属する世帯の当該年度の市町村民税の所得割の額が28万円未満（利用者の年齢が18歳以上の場合は、当該利用者及びその配偶者の所得割の合計額が16万円未満であるもの）

(利用料の額)

第11条 市日中一時支援事業者が利用者から徴収する1回当たりの利用料の額は、前条の規定により算出した額の10分の1の額とする。

2 市日中一時支援事業者が一の利用者から徴収する1月当たりの利用料の額は、当該利用した月に係る前項の規定により算出した額の合計額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超える場合は、当該利用者負担上限月額を1月当たりの利用料の額とする。

(1) 利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する場合 0円

(2) 利用者の属する世帯（利用者の年齢が18歳以上の場合は、当該利用者及びその配偶者とする。次号において同じ。）の当該年度の市町村民税が非課税の場合 0円

(3) 利用者の属する世帯の当該年度の市町村民税が課税されている場合 4,000円

(費用の支給)

第12条 市は、日中一時支援を行った市日中一時支援事業者に対し、当該日中一時支援を行った月に係る第10条の規定により算出した費用の額の合計額から前条第2項の規定により算出した利用料の額を差し引いて得た額（以下「日中一時支援給付費」という。）を支給するものとする。

(支給の手續)

第13条 日中一時支援給付費の支給を受けようとする市日中一時支援事業者は、当該日中

一時支援を行った月の翌月の 10 日までに請求書及び日中一時支援給付費の額の算出根拠となる書類その他福祉事務所長が必要と認める書類を福祉事務所長に提出するものとする。

(費用の返還)

第 14 条 前条により支給した日中一時支援給付費について、支給後に不正または不適切な請求であることが判明した場合、市は日中一時支援事業者に対し、かかる費用の返還を求めるものとする。なお、事業の変更、廃止などにより市日中一時支援事業者に異動があるときや、第 5 条第 5 号に基づき市日中一時支援事業者が登録の取り消しを受けたときも、その代表者は継続して費用の返還の責を追うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日から平成 19 年 6 月 30 日までの間に第 6 条第 1 項の規定による利用の申請をした者の当該利用決定に係る日中一時支援の費用に対する別表備考第 2 項第 3 号の規定の適用については、同号中「当該年度」とあるのは「当該年度の前年度」と、「16 万円」とあるのは「10 万円」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 10 条関係)

年齢	障害支援区分	利用時間	日中一時支援事業者の所在地の区分別報酬単価（円）						
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地
				大阪市			堺市 高石市	泉大津市 和泉市 忠岡町 岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町	
18歳 以上	区分1	4時間以下の場合	1,420	1,390	1,380	1,360	1,340	1,310	1,290
		4時間を超え8時間以下の場合	2,840	2,780	2,760	2,720	2,690	2,630	2,580
		8時間を超える場合	4,260	4,170	4,150	4,080	4,030	3,940	3,870
	区分2	4時間以下の場合	1,420	1,390	1,380	1,360	1,340	1,310	1,290
		4時間を超え8時間以下の場合	2,840	2,780	2,760	2,720	2,690	2,630	2,580
		8時間を超える場合	4,260	4,170	4,150	4,080	4,030	3,940	3,870
	区分3	4時間以下の場合	1,620	1,580	1,580	1,550	1,530	1,500	1,470
		4時間を超え8時間以下の場合	3,250	3,180	3,170	3,110	3,080	3,010	2,960
		8時間を超える場合	4,890	4,780	4,760	4,680	4,630	4,520	4,440
	区分4	4時間以下の場合	1,810	1,770	1,760	1,730	1,710	1,670	1,640
		4時間を超え8時間以下の場合	3,620	3,550	3,530	3,470	3,430	3,350	3,290
		8時間を超える場合	5,440	5,320	5,290	5,200	5,150	5,030	4,940
	区分5	4時間以下の場合	2,190	2,140	2,130	2,100	2,070	2,030	1,990
		4時間を超え8時間以下の場合	4,390	4,290	4,270	4,200	4,150	4,060	3,990
		8時間を超える場合	6,580	6,440	6,400	6,300	6,230	6,090	5,980
	区分6	4時間以下の場合	2,570	2,520	2,500	2,460	2,430	2,380	2,340
		4時間を超え8時間以下の場合	5,160	5,050	5,020	4,940	4,880	4,770	4,690
		8時間を超える場合	7,750	7,580	7,540	7,410	7,330	7,160	7,040
18歳 未満	区分1	4時間以下の場合	1,420	1,390	1,380	1,360	1,340	1,310	1,290
		4時間を超え8時間以下の場合	2,840	2,780	2,760	2,720	2,690	2,630	2,580
		8時間を超える場合	4,260	4,170	4,150	4,080	4,030	3,940	3,870
	区分2	4時間以下の場合	1,710	1,670	1,660	1,640	1,620	1,580	1,550
		4時間を超え8時間以下の場合	3,430	3,360	3,340	3,290	3,250	3,180	3,120
		8時間を超える場合	5,160	5,050	5,020	4,940	4,880	4,770	4,690
	区分3	4時間以下の場合	2,190	2,140	2,130	2,100	2,070	2,030	1,990
		4時間を超え8時間以下の場合	4,390	4,290	4,270	4,200	4,150	4,060	3,990
		8時間を超える場合	6,580	6,440	6,400	6,300	6,230	6,090	5,980
低所得者食事提供加算			330	320	320	320	310	310	300